

24 紀元節挙式の際憲法発布の勅語奉読並びに訓話勵行方通牒
〔昭和八年一月〕

発普一〇号	(注記1)
定決裁	(注記2)
1月25日	
文書課長	
送発	(安積)
1月25日	
起案者	
	(船越)

昭和八年一月二十三日起案

学務課長 (小笠原)

普通学務局長 (花押)

実業学務局長 (花押)

専門学務局長 (花押)

次官 (花押)

政務次官 (花押)

参与官 (花押)

(注記3)

(河原)

(下札)

(注記4)

案ノ一 普通学務局長
 地方長官宛 実業学務局長
 紀元節挙式ノ際憲法発布ノ 勅語奉読並ニ訓話(方)ニ関スル件

中等教育程度ノ諸学校ニ於テ紀元節ノ挙式ニ際シ教育ニ関スル勅語ノ外、憲法発布ノ 勅語ヲ奉読シ(抹消)小学校程度ノ諸学校ニ於テハ該 勅語ノ御旨趣ニ副フヘキ訓話ヲ為スノ儀ニ付テハ大正三年二月六日官普四三号ヲ以テ通牒ノ次第モ有之ガ実施ハ

憲政ノ精神ヲ涵養スル為ニモ教育上極メテ適當ナルニ拘ラス往々之ヲ実施セラレサル向有之ヤニ聞及ヒ遺憾ノ次第二有之就テハ自今必ス之ヲ施行セシメラルル様適宜御取計相成度(加筆)尚当日(抹消)訓話ノ際ハ中等教育程度ノ諸学校ニ於テモ「教育勅語ニ関スル」訓話ノ際該勅語ノ御趣旨ニ副フヘキ訓話(加筆)「ヲモ」行ハシメラル、様致度」依命此段通牒ス

(抹消)「専門学務局長」

(抹消)「各高等学校校長宛（七年制高等学校ニ限ル）」

(抹消)「案ノ二ニ同シ但シ本文中「附属学校」ヲ削ル」

備考

(抹消)「案ノ二、三トモ」別紙ハ案ノ一写取リノコト

憲法発布ノ勅語奉読方

府立第一商業

奉読セズ（但シ大正七年創立）

通牒ニ接セズ

（大七）

府立第三商業

府立園芸学校

奉読セズ

通牒ニ接セズ

（四二）

府立工芸学校

奉読ナスコトモアリ

（三九）

早稲田実業

奉読セズ

昭和第一（宝積）

（昭四）奉読セズ

安田 東京植民貿易語学校（得能）

中央商業

東京府立第一高等女学校

奉読(抹消)「ス」シ且訓話ヲ為ス

東京府立第四中学校

奉読セズ

（注記5）

各高等師範学校校長宛

各大学(加筆)「総長、学長」、高等学校長、専門学校長（実業(加筆)「専門学校」ヲ含ム）宛

紀元節挙式ノ際憲法発布ノ勅語奉読(抹消)「方」(加筆)（並ニ訓話）ニ

関スル件

標記ノ件ニ関シ各地方長官宛別紙ノ通牒シタルニ依リ御参考

ノ為此ノ段通知ス(抹消)「貴校附属学校ニ於テモ右可然御取計相成度」

(抹消)「案ノ二」

(抹消)「案ノ二」

(抹消)「年 月 日」

(注記1)

「例規類纂材料」〔済〕^{〔安積〕}④

(注記2)

「^{〔抹消〕}発送前要素再回(武部)」〔済〕

(注記3)

「記録掛／8・11・22／受領」

(注記4)

「一」(簿冊内件名番号)

(注記5)

「案、専公私立」

(下札)

「^{〔有原〕}種別」^{〔抹消〕}「上」い一／聯繫「^{〔抹消〕}い一」／登録追加／件名 各地方

庁へ通牒 紀元節挙式ノ際憲法発布ノ勅語奉読並訓話勵行方例
規類纂材料ノ番号 発普一〇／結了年月日 昭八 一 二五／保
存年限 ムキ／枚数 4

〔自大正12年11月至昭和21年5月
帝室ニ関スル総規 第2冊〕 文部
省^⑤ 3A, 30-5, 1045